



平成25年2月5日

各 位

会 社 名 テンポホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 篠原 欣子
(コード番号 2181 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫
(TEL 03 - 3375 - 2220)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の上場廃止に関するお知らせ

平成22年3月3日発行のテンポホールディングス株式会社130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「当該転換社債」という)が、有価証券上場規程第921条第2項第1号に定める上場廃止基準に該当いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 上場廃止の原因

当該転換社債は、株式への転換請求が進んだことにより、平成25年1月30日に発行残高である上場額面総額が3億円未満となり、上場廃止基準に該当するため、株式会社東京証券取引所での当該転換社債の上場は廃止されることになります。

2. 上場廃止日

平成25年2月26日

(注) 平成25年2月5日から平成25年2月25日まで整理銘柄指定期間となります。

3. 当該転換社債に関する事項

- (1) 銘柄 テンポホールディングス株式会社130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- (2) 発行残高 40百万円(平成25年1月30日現在)
- (3) 転換価額 789円
- (4) 発行株式 普通株式

4. 当該転換社債の今後の取り扱い

当該転換社債は、平成25年2月26日をもって上場廃止となりますが、当該転換社債の償還期限は平成25年3月5日、転換請求期間満了日は平成25年3月1日となっております。従いまして、上場廃止後も転換請求期間満了日までは、所定の手続きにより上場普通株式への転換を引き続き行うことができます。

以 上